



欧州委員会 (EUROPEAN COMMISSION)

司法総局 (DIRECTORATE-GENERAL JUSTICE)

C局 (Directorate C) : 基本的権利及び欧州連合市民権

ユニットC.3 (Unit C.3) : データ保護

欧州委員会決定 2001/497/EC (Commission Decision 2001/497/EC)

EU データ保護指令 (Directive 95/46/EC) 第 26 条 2 項に関する、十分なレベルの保護を確保していない第三国への個人データの移転についての標準契約条項 (管理者—管理者間の移転)

データ輸出組織の名称 :

.....
.....

住所 :

.....

電話 FAX

電子メール :

上記組織の特定に必要なその他の情報 :

.....

(以下「データ輸出者」という。)

及び

データ輸入組織の名称 :

.....
.....

住所 :

.....

電話 FAX

電子メール :

上記組織の特定に必要なその他の情報 :

.....

(以下「データ輸入者」という。)

上記の者は、データ輸出者からデータ輸入者に対する個人データ (付属書類 1 に明記されているもの) の移転における、個人のプライバシー、基本的権利及び自由の保護に関する十分な保護措置を提示するため、以下の契約条項 (以下「本契約条項」という。) に合意した。

第1条
定義

本契約条項において、以下の用語は、以下の意味を有するものとする。

- a) 「個人データ」「特別カテゴリーのデータ」「処理」「管理者」「処理者」「データ主体」及び「監督当局」は、個人データ取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995年10月24日の欧州議会及び理事会の指令 (Directive 95/46/EC。以下「本指令」という。) における定義と同じ意味を有する。
- b) 「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味する。
- c) 「データ輸入者」とは、本契約条項に従い更にデータ処理を行うため、データ輸出者から個人データを受領することに同意した管理者であり、十分な保護を確保する第三国の制度に服さない者を意味する。

第2条 データ移転の詳細

データ移転の詳細、特に個人データの категория及びデータ移転の目的は、付属書類1 (同付属書類は、本契約条項の不可分な一部を構成する。) において特定される。

第3条 第三受益者条項

データ主体は、本条、第4条(b)項、同条(c)項及び同条(d)項、第5条(a)項、同条(b)項、同条(c)項及び同条(e)項、第6条(1)項及び同条(2)項、第7条、第9条並びに第11条を、第三受益者として強制することができる。両当事者は、データ主体が希望し、かつ国内法上許容されている場合は、協会又はその他の機関がデータ主体を代理することに反対しない。

第4条 データ輸出者の義務

データ輸出者は、以下に同意し、以下を保証する。

- (a) データ輸出者は、個人データの処理 (個人データの移転自体を含む。) を、データ輸出者が設立されたEU加盟国の関連条項に従い実施してきたこと、また、当該移転が行われる時点まで、引き続き上記関連条項に従いこれを実施すること、(また、該当する場合には、当該加盟国の関係当局に通知を行っていること)、さらに、当該加盟国の関連条項に違反しないこと。
- (b) データ移転に特別カテゴリーのデータが含まれる場合、当該データ主体に対して、十分な保護措置を講じていない第三国に当該データが移転される可能性がある旨を通知していること、又は当該データ移転を行う前にかかる通知を行うこと。
- (c) 要請に応じ、データ主体に対して本契約条項のコピーを提供すること。及び
- (d) データ輸入者による関連個人データの処理に関する監督当局からの質問、及びデータ輸入者による当該個人データの処理に関するデータ主体からの一切の質問に対し、合理的に可能な範囲で、合理的期間内に回答すること。

第5条 データ輸入者の義務

データ輸入者は、以下に同意し、以下を保証する。

- (a) データ輸入者に適用される法令により、データ輸入者による本契約に基づく義務の履行が妨げられると信じる理由は存在しないこと。また、本契約条項で定められる保証に実質的に悪影響を及ぼすおそれのある上記法令の変更が行われた場合、データ輸入者は、データ輸出者及びデータ輸出者が設立された場所における監督当局に対し、当該変更を通知すること。この場合、当該データ輸出者は、データ移転の延期及び/又は本契約の解除を行う権利を有する。
- (b) 付属書類2に規定された義務的データ保護方針に従い、個人データの処理を行うこと。又は、以下にチェックを入れることにより両当事者が明示的に合意した場合は、付属書類3に規定された義務的データ保護方針を遵守することを前提に、その他の点に関しては、以下に従いデータ処理を行うこと。
 - データ輸出者が設立された国においてデータ管理者に適用される、自然人の基本的権利及び自由 (特に、個人データの処理に関するプライバシー権) を保護している国内法の関連条項 (本契約条項に添付されている。) 又は、
 - Directive 95/46/EC の第25条6項に基づく欧州委員会決定の関連条項 (データ輸入者が第三国に拠点を置いており、上記条項の適用を受けない場合、これらの条項がある特定のセクターにおける移転に適用することが可能な性質を有する限り、第三国は、当該特定の分野の活動についてのみ十分な保護措置を講じているものとするもの。)
- (c) 移転対象である個人データのデータ輸入者による処理に関するデータ輸出者又はデータ主体からの合理的な全ての質問に、すみやかに、かつ適切に対応すること。また、管轄権を有する監督当局からの全ての質問に際して当該監督当局と協力し、また、移転されたデータの処理に関する監督当局の助言に従うこと。
- (d) データ輸出者の要請に応じ、データ輸出者又は検査機関 (監督当局との合意により (該当する場合)、データ輸出者により選定された、独立性及び必要とされる専門的資格を有するメンバーにより構成される。) が実施する監査のためにデータ処理設備を提供すること。

(e) 要請に応じ、データ主体に対して、本契約条項のコピーを提供すること、及び苦情に対応する事務所を知らせること。

**第 6 条
法的責任**

1. 両当事者は、第 3 条の規定への違反に起因して損害を被ったデータ主体は、両当事者から当該損害の賠償を受ける権利を有することに同意する。両当事者は、いずれの当事者も上記規定の違反に責任がないことを立証しない限り、この責任を免れることができないことに同意する。
2. データ輸出者及びデータ輸入者は、第 1 項で述べた違反に起因してデータ主体に生じた損害について、連帯して責任を負うことに同意する。かかる違反が生じた場合、データ輸出者もしくはデータ輸入者、又はその双方（が賠償責任を負う）。
3. 両当事者は、一方の当事者が、他の当事者による第 1 項で述べた違反について責任を負わされた場合、当該他方当事者は、自身が責任を負う限りにおいて、当該一方の当事者が被った一切の費用、料金、損害、支出又は損失を当該一方当事者に補償することに同意する¹。

**第 7 条
調停及び裁判管轄**

1. データ主体及びいずれかの当事者との間で紛争が生じ、当該紛争が友好的に解決されず、当該データ主体が第 3 条の第三受益者条項を発動した場合、両当事者は、データ主体の以下の決定に従うことに同意する。
 - (a) 当該紛争を、独立した第三者、又は監督当局（該当する場合）による調停に付託すること。
 - (b) 当該紛争を、データ輸出者が設立された EU 加盟国内の裁判所に付託すること。
2. 両当事者は、紛争に係る当事者の設立国が、仲裁判断の執行に関するニューヨーク条約の批准国である場合、データ主体と当該関係当事者との合意により、紛争を仲裁機関に付託することができることに同意する。
3. 両当事者は、第 1 項及び第 2 項の適用は、国内法又は国際法の他の条項に基づき救済を求めるデータ主体の実体的権利又は手続的権利を妨げないことに同意する。

**第 8 条
監督当局への協力**

両当事者は、監督当局が要請した場合、又は国内法に基づき要請される場合、本契約書のコピー（1 部）を監督当局に預けることに同意する。

**第 9 条
本契約条項の終了**

両当事者は、本契約条項が終了しても（その終了の時期、状況及び理由を一切問わない。）、両当事者は、移転されたデータの処理に関する義務及び/又は条件を免除されないことに同意する。

**第 10 条
準拠法**

本契約条項は、データ輸出者が設立された EU 加盟国、すなわち.....
.....
の法律に準拠するものとする。

**第 11 条
本契約の変更**

両当事者は、本契約条項の変更又は修正を行わないことを約束する。

¹ 第 3 項は、任意である。

データ輸出者代表者 :

氏名 (フルネーム) :

.....

役職 :

.....

住所 :

.....

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合) :

.....

.....

.....

(署名)

(組織印)

データ輸入者代表者

氏名 (フルネーム) :

.....

役職 :

.....

住所 :

.....

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合) :

.....

.....

.....

(署名)

(組織印)

標準契約条項の
付属書類 1

本付属書類は、本契約条項の一部を構成する。両当事者は、本付属書類の全項目に記入の上、これに署名しなければならない。

(EU 加盟国は、国内における手続きに従い、本付属書類に含めるべき追加の必要情報を補完又は記載を行うものとする。)

データ 輸出者

データ輸出者は、(本件移転に関するデータ輸出者の活動を簡潔に記載してください。)

.....
.....
.....

データ 輸入者

データ輸入者は、(本件移転に関するデータ輸入者の活動を簡潔に記載してください。)

.....
.....
.....

データ 主体

移転される個人情報は、以下のカテゴリーのデータ主体に関するものである(明記してください。)

.....
.....
.....

移転の目的

本件移転を行う必要がある目的(明記してください。)

.....
.....
.....

データの カテゴリー

移転される個人データは、以下のデータカテゴリーに該当する(明記してください。)

.....
.....
.....

センシティブ・データ (該当する場合)

移転される個人データは、以下のセンシティブ・データの カテゴリーに該当する(明記してください。)

.....
.....
.....

受領者

移転された個人データは、以下の受領者又は以下のカテゴリーの受領者にのみ開示することができる（明記してください。）。

.....
.....
.....

保管期間の上限

移転された個人データは、最大で（具体的に示してください。）： （か月間／年間）保管することができる。

データ輸出者

データ輸入者

氏名：

氏名：

(正式な署名)

(正式な署名)

標準契約条項の付属書類 2

第 5 条(b)項の第 1 段落で言及される義務的データ保護方針

本データ保護方針は、EU データ保護指令 (Directive 95/46/EC) の条項 (原則及び関連する適用免除) を考慮して解釈されるべきものである。

これらは、Directive 95/46/EC の第 13 条(1)項に列挙された利益の 1 つに基づき民主主義社会に不可欠とされる範囲を上回らない、データ輸入者に適用される国内法令の義務的要求 (すなわち、国家の安全、防衛、公安、刑事犯罪もしくは規制される職業の職業倫理違反の防止、捜査、発見及び訴追、重要な経済的もしくは財政的な国家の利益、又はデータ主体もしくはその他の者の権利及び自由を保護するために必要な手段に該当する義務的要求) を前提に適用されるものとする。

1. 目的の限定 : データの処理及びその後の使用もしくは提供は、本契約条項の付属書類 I に記載された特定の目的のためのみ、行われなければならない。データが移転された目的に必要な期間を超えて、当該データを保管してはならない。
2. データの質及び均衡 : データは、正確でなければならず、また、必要に応じて、最新でなければならない。データは、その移転及び処理が行われる目的において、適切性及び関連性を有していなければならない、かつ過剰であってはならない。
3. 透明性 : データ主体に対し、処理の目的に関する情報、第三国におけるデータ管理者の身元に関する情報、及び公平な処理を徹底するために必要なその他の情報を提供しなければならない。ただし、かかる情報が、既にデータ輸出者により提供されている場合は、この限りではない。
4. セキュリティ及び秘密保持 : データ管理者は、処理により引き起こされるリスク (不当アクセス等) に対し、適切な技術的及び組織的セキュリティ対策を講じなければならない。データ管理者の権限に基づき行為する一切の者 (処理者を含む。) は、管理者の指示に基づく場合を除き、データの処理を行ってはならない。
5. データへのアクセス権、データの修正、削除及びブロック化を求める権利 : データ主体は、Directive 95/46/EC の第 12 条に規定されるとおり、処理が行われた自身に関する全てのデータへのアクセス権、及び、特に、当該データが不完全又は不正確であるという理由で、本付属書類が定める方針に準拠しない処理が行われているデータについて、修正、削除又はブロック化を求める権利を適宜有していなければならない。また、データ主体は、自身の特殊な状況に関するやむを得ない正当な根拠に基づき、自身に関連するデータの処理に異議を申し立てることができるものとする。
6. 転送の制限 : データ輸入者から、第三国 (十分な保護措置を講じていない第三国、又は委員会が Directive 95/46/EC の第 25 条 (6) 項に従い採択した決定の対象外である第三国) で設立された他の管理者に対する個人データの更なる移転 (以下「転送」という。) は、以下の (a) 又は (b) のいずれかの場合に限り、行うことができる。

- (a) 当該データが特別カテゴリーのデータである場合には、データ主体が転送について明確な同意を付与しているとき、それ以外の場合においては、データ主体に異議を述べる機会を与えられている場合。

データ主体に対して提供する情報には、当該データ主体が理解することのできる言語で、少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。

- 転送の目的
- 共同体において設立されたデータ輸出者の身元
- データの転送を受ける受領者のカテゴリー及び転送先の国、及び
- 転送後、当該データは、個人のプライバシーについて十分なレベルの保護が存在しない国において設立された管理者により処理される可能性がある旨の説明、

又は、

- (b) データ輸出者及びデータ輸入者が、他の管理者に本契約条項を遵守させることについて合意した場合。この合意により、当該管理者は、本契約条項の当事者となり、データ輸入者と同じ義務を負うこととなる。

7. 特別カテゴリーのデータ : 人種もしくは民族的な出自、政治的意見、宗教的もしくは哲学的信条、又は労働組合員であることを明らかにするデータ、健康もしくは性生活に関するデータ、及び犯罪、有罪判決もしくはセキュリティ対策に関するデータが処理される場合は、Directive 95/46/EC の意義の範囲内で追加的な保護措置 (特に、送信時に強力な暗号化を行うこと、又はセンシティブ・データへのアクセス記録を維持すること等の適切な安全対策) を講じなければならない。

8. ダイレクト・マーケティング : ダイレクト・マーケティングの目的でデータが処理される場合、データ主体がかかる目的でのデータ使用から随時「オプトアウト」することを可能にする、効果的な手続きが存在している必要がある。

9. 自動化された個人に関する決定 : データ主体は、データの自動処理のみに基づき行われた決定に服さない権利を有する。ただし、Directive 95/46/EC の第 15 条(2)項に規定されている、個人の正当な利益を保護するその他の措置が講じられている場合を除く。Directive 95/46/EC の第 15 条に規定されているとおり、自動化された決定 (法的効果を有し、又は重要な影響を与える決定であり、業務成績、信用性、信頼性、振舞いといった個人の特定の側面を評価するために、自動化された処理のみに基づいているもの) を行うことが移転の目的である場合、当該個人は、当該決定の根拠を知る権利を有するものとする。

標準的契約条項の付属書類 3

第 5 条(b)項の第 2 段落で言及される義務的データ保護方針

1. 目的の限定 : データの処理及びその後の使用もしくは提供は、本契約条項の付属書類 I に記載された特定の目的のためのみ、行われなければならない。データが移転された目的に必要な期間を超えて、当該データを保管してはならない。

2. データへのアクセス権、データの修正、削除及びブロック化を求める権利 : データ主体は、Directive 95/46/EC の第 12 条に規定されるとおり、処理が行われた自身に関する全てのデータへのアクセス権、及び、特に、当該データが不完全又は不正確であるという理由で、本付属書類が定める方針に準拠しない処理が行われているデータについて、修正、削除又はブロック化を求める権利を適宜有していなければならない。また、データ主体は、自身の特殊な状況に関するやむを得ない正当な根拠に基づき、自身に関連するデータの処理に異議を申し立てることができるものとする。

3. 転送の制限 : データ輸入者から、第三国 (十分な保護措置を講じていない第三国、又は委員会が Directive 95/46/EC の第 25 条(6)項に従い採択した決定の対象外である第三国) で設立された他の管理者に対する個人データの更なる移転 (以下「転送」という。) は、以下の(a)又は(b)のいずれかの場合に限り、行うことができる。

(a) 当該データが特別カテゴリーのデータである場合には、データ主体が転送について明確な同意を付与しているとき、それ以外の場合においては、データ主体に異議を述べる機会を与えられている場合。

データ主体に対して提供する情報には、当該データ主体が理解することのできる言語で、少なくとも以下の情報が含まれていなければならない。

— 転送の目的

— 共同体において設立されたデータ輸出者の身元

— データの転送を受ける受領者のカテゴリー及び転送先の国、及び

— 転送後、当該データは、個人のプライバシーについて十分なレベルの保護が存在しない国において設立された管理者により処理される可能性がある旨の説明

(b) データ輸出者及びデータ輸入者が、他の管理者に本契約条項を遵守させることについて合意した場合。この合意により、当該管理者は、本契約条項の当事者となり、データ輸入者と同じ義務を負うこととなる。